# 一般会計等財務書類注記

- 1 重要な会計方針
- (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

ア 昭和59年度以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価 ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価 取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

② 無形固定資産・・・・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価 ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。 取得原価が判明しているもの・・・・・・・・・・・・取得原価 取得原価が不明なもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・再調達原価

- (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法
  - ① 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・・・・・・・・・会計年度末における市場価格 (売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの・・・・・・・・・・・・・・・・・・取得原価

② 出資金

ア 市場価格のないもの・・・・・・出資金額

- (3) 有形固定資産等の減価償却の方法
  - ① 有形固定資産(リース資産を除きます。)・・・・・・定額法なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15年  $\sim 50$ 年 工作物 10年  $\sim 60$ 年 物品 5年  $\sim 17$ 年

② 無形固定資産 (リース資産を除きます。)・・・・・・・定額法 (ソフトウェアについては、当県における見込利用期間 (5年) に基づく定額法に よっています。)

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内の リース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナ ンス・リース取引を除きます。)

・・・・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

#### (4) 引当金の計上基準及び算定方法

## ① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

## ② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不納欠損率により又は個別に回収可能性を検討 し、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不納欠損率により又は個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不納欠損率により又は個別に回収可能性 を検討し、徴収不能見込額を計上しています。

## ③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

#### ④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全 化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上していま す。

#### ⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

# (5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引 (リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。) 通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(岐阜県資金管理運用方針において、歳計現金等の運用方法として規定した預金等をいいます。)なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

- (7) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項
  - ① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が、備品は100万円以上、美術品は300万円以上、自動車は50万円以上の場合に資産として計上しています。 ソフトウェアについては、備品の取扱いに準じ、取得価額又は見積価格が100万円以上の場合に資産として計上しています。

- 2 重要な会計方針の変更等該当事項はありません。
- 3 重要な後発事象 該当事項はありません。

# 4 偶発債務

# (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

	確定債務額	履行すべき額が確定していない		
団体(会計)名		損失補償債務等		<b>火</b> 小 <b>安</b> 石
		損失補償等引当金	貸借対照表	総額
		計上額	未計上額	
岐阜県産業経済	一百万円	96百万円	862百万円	958百万円
振興センター				
岐阜県森林公社	一百万円	16,298百万円	1,810百万円	18,108百万円
木曽三川水源公	- 百万円	2,551百万円	2,550百万円	5,101百万円
社				
岐阜県住宅供給	一百万円	465百万円	4,188百万円	4,653百万円
公社				
岐阜県信用保証	一百万円	0 百万円	33百万円	33百万円
協会				
計	- 百万円	19,410百万円	9,443百万円	28,853百万円

# (2) 係争中の訴訟等

令和元年度末時点において、係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているものは 11件あり、請求額の合計は24,057千円です。

このうち、主なものは次のとおりです。

①岐阜地方裁判所 平成28年(ワ)第758号 国家賠償請求事件

4, 400千円

②岐阜地方裁判所 平成31年(ワ)第284号 慰謝料等請求事件

4, 132千円

- 5 追加情報
- (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項
  - ① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。
    - 一般会計

特別会計(9会計)

公債管理特別会計

用度事業特別会計

中小企業振興資金貸付特別会計

就農支援資金貸付特別会計

県営住宅特別会計

地方独立行政法人資金貸付特別会計

林業改善資金貸付特別会計

母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計

徳山ダム上流域公有地化特別会計

- ② 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異はありません。
- ③ 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、 出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計 数としています。
- ④ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。
- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次の とおりです。

実質赤字比率 -

連結実質赤字比率 -

実質公債費比率 6.6%

将来負担比率 211.9%

- ⑥ 利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 29,939百万円
- ⑦ 繰越事業に係る将来の支出予定額 63,989 百万円
- ⑧ その他財務書類の内容を理解するために必要と認められる重要な事項 該当事項はありません。

- (2) 貸借対照表に係る事項
  - ① 売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

#### ア範囲

次のいずれかに該当する資産

- a 現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産 (一時的に賃貸している場合を含む) にあっては、普通財産のうち活用が図られていない公共資産
- b 売却が既に決定している、または、近い将来売却が予定されていると判断される 資産にあっては、翌年度予算において、財産収入として措置されている公共資産

## イ 内訳

事業用資産 114 百万円(82 百万円)

土地 114 百万円 (82 百万円)

インフラ資産 24 百万円 (10 百万円)

土地 24 百万円 (10 百万円)

令和元年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

売却可能価額は、令和2年度当初予算において財産売払収入として歳入予算に計上 した金額を記載しています。

上記の()内は貸借対照表における簿価を記載しています。

- ② 減債基金に係る積立不足額 積み立て不足はありません。
- ③ 基金借入金(繰替運用) 繰替運用の実績はありません。
- ④ 地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政 需要額に含まれることが見込まれる金額 816,588 百万円
- ⑤ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

標準財政規模 475,458 百万円

元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 77,460 百万円

将来負担額 1,955,151 百万円

充当可能基金額 144, 318 百万円

特定財源見込額 32,348 百万円

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 935,017百万円

⑥ 地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース 債務金額

該当事項はありません。

⑦ 管理者と所有者が異なる指定区間外の国道及び指定区間の一級河川等は次のとおりです。なお、当該資産は貸借対照表の資産に計上されません。

#### ア 指定区間外の国道

土地 52,238 百万円

工作物 396,480 百万円 (減価償却累計額 442,597 百万円)

イ 指定区間の一級河川等

土地 61,489 百万円

工作物 310, 252 百万円 (減価償却累計額 753, 562 百万円)

※令和2年3月31日時点における簿価を記載しています。

## ⑧ 臨時財政対策債の状況

臨時財政対策債は、地方財政の財源不足を補てんするため、従来、地方交付税により交付されていた額の一部が、地方債に振り替えられたもので、平成13年度から発行が認められた地方債です。臨時財政対策債の元利償還金は、後年度の地方交付税により補填されます。臨時財政対策債の残高は下記のとおりです。

令和元年度末残高 664, 247百万円

(3) 行政コスト計算書に係る事項 注記すべき事項はありません。

(4) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分(不足分)の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分 (不足分)

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

# (5) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支 △33,683 百万円

# ②既存の決算情報との関連性

	収入 (歳入)	支出 (歳出)
歳入歳出決算書	822, 253百万円	808,544百万円
出納整理期間の相違に伴う	- 百万円	一 百万円
差額		
財務書類の対象となる会計	98,043百万円	98,193百万円
の範囲の相違に伴う差額		
繰越金に伴う差額	△13,375百万円	一 百万円
資金収支計算書	906,921百万円	906,737百万円

地方自治法第233条第1項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計(公債管理特別会計、用度事業特別会計、中小企業振興資金貸付特別会計、就農支援資金貸付特別会計、県営住宅特別会計、地方独立行政法人資金貸付特別会計、林業改善資金貸付特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計、徳山ダム上流域公有地化特別会計)の分だけ相違します。

また、歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しない ため、その分だけ相違します。

## ③資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書の業務活動収支	461百万円
投資活動収入の国県等補助金収入	6,466百万円
未収債権、未払債務等の増加(減少)	38,264百万円
減価償却費	△52,899百万円
賞与等引当金繰入額	△15,696百万円
退職手当引当金繰入額	△12,526百万円
徴収不能引当金繰入額	△764百万円
資産除売却損	△1,724百万円
投資損失引当金繰入額	- 百万円
損失補償引当金繰入額	- 百万円
資産売却益	5 3 7 百万円
純資産変動計算書の本年度差額	△37,881百万円

# ④ 一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。 なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

- 一時借入金の限度額 150,000 百万円
- 一時借入金に係る利子額
- 0 百万円

# ⑤ 重要な非資金取引

該当事項はありません。